

## 鳥取市水道局工事成績評定要領

〔平成15年5月23日  
制 定〕

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市水道局工事検査規程（平成13年鳥取市水道事業管理規程第4号。以下「工事検査規程」という。）第13条の3に基づき、工事成績の評定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、工事検査規程第2条第1号に定める建設工事とする。

(評定者)

第3条 評定者は、鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）に定める監督員及び工事検査規程に定める検査員とする。

(1) 第一次評定者 一般監督員、主任監督員及び総括監督員

第二次評定者 検査員

(2) 前号にかかわらず、修繕工事の評定者は次のとおりとする。

第一次評定者 一般監督員

第二次評定者 修繕工事を担当する課又は所において定める検査員

(評定の方法)

第4条 評定者は、工事が完成したときは工事検査規程第7条により定めた鳥取市水道局工事検査基準により実施した検査を基に評定を行うものとする。

2 一般土木工事の完成検査の評定は、工事成績評定の考査項目別運用表（様式土3-1、土3-2①～土3-2④、土3-3①、土3-3②、土3-4(1)、土3-4(2)、土3-5(1)～土3-5(32)、土3-6①～土3-6⑦、土3-7～土3-11、土3-12①及び土3-12②）に基づいて実施し、工事成績採点表（様式土2-1監及び土2-1検）により採点を行うものとする。

3 水道管工事の完成検査の評定は、工事成績評定の考査項目別運用表（様式土3-1、土3-2①～土3-2④、土3-3①、土3-3②、土3-4(1)、土3-5(20)、土3-6④、土3-7～土3-11、土3-12①、土3-12②）及び水道管工事成績評定のチェックリスト（様式4-1水～4-4水）に基づいて実施し、工事成績採点表（様式土2-1監水及び土2-1検水）により採点を行うものとする。

4 中間検査の評定は、前2項に準じて行う。

(評定の提出)

第5条 第一次評定者は、工事が完成したとき、前条の工事成績採点表及び工事成績評定の考査項目別運用表等に必要な事項を記載し、第二次評定者に提出する。

2 第二次評定者は、前条の工事成績採点表及び工事成績評定の考査項目別運用表等に必要な事項を記載し、第一次評定者の評定点を加算して、工事評定点を算出するとともに、工事成績を決定の上、検査復命書に添付する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月23日から施行し、平成15年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事から適用する。

附 則（平成17年3月25日）

（施行期日）

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の鳥取市水道局工事成績評定要領第5条の規定は、平成17年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日）

（施行期日）

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の鳥取市水道局工事成績評定要領第5条の規定は、平成23年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日）

（施行期日）

1 この要領は、平成24年6月29日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の鳥取市水道局工事成績評定要領第5条の規定は、平成24年6月29日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年4月28日）

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月28日から施行し、改正後の鳥取市水道局工事成績評定要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の要領第5条の規定は、平成29年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日）

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の要領第3条から第5条までの規定は、平成31年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日）

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の第4条の規定は、令和2年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の第3条から第4条までの規定は、令和3年4月1日以後に起工の決裁がなされた工事に適用し、同日前に起工の決裁がなされたものについては、なお従前の例による。